平成３０年（フ）第４９号
大阪府泉大津市清水町３番27―702号、前住所大阪府堺市堺区出島海岸通３丁３番２号
債務者　髙橋　章子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番39号ハイツ花恵101号、前住所大阪府泉大津市助松団地２番42―205号
債務者　山根　有美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番92―108号
債務者　山本　芳子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
大阪府阪南市石田600番地の６　13棟503号
債務者　冨田　　大
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
大阪府貝塚市久保71番地８、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目32番10―106号
債務者　上坂　　猛
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５号
熊本県天草市牛深町1542番地１、前住所熊本県天草市久玉町5706番地16
債務者　永井寿美香（旧姓小浦）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第６号
熊本県天草市本渡町本戸馬場1148番地、前住所熊本県本渡市諏訪町１番13号
債務者　平元　太七
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１１８号
栃木県小山市駅東通り３丁目38番地21　スタンフォード203号、従前の住所栃木県小山市駅南町３丁目９番３号　アンビション駅南Ⅱ201号室
債務者　樫村　紀子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第９３号
大阪府寝屋川市黒原旭町20番12号
債務者　仲井　　純
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４１１号
大阪市大正区泉尾７丁目13番３―910号
債務者　淵　　仁美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５３６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番25―302号
債務者　松田真奈美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６号
京都府与謝郡与謝野町字石川5433番地の１
破産者　有限会社京北種苗
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２２９２号
大阪市浪速区桜川２丁目６番23号
破産者　株式会社森田製作所
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０８号
大阪市中央区島之内１丁目４番18号
破産者　株式会社坪川
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１号
兵庫県西宮市神呪町１番26号
破産者　株式会社ヤムチャ・フーズ・サプライ関西
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目19番14号
破産者　株式会社大阪ピィ・シー・エ
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９号
茨城県龍ケ崎市大徳町1200番地
破産者　龍ヶ崎青果株式会社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係